

南知多町立中学校再編実施計画

南 知 多 町
南知多町教育委員会

1 はじめに

本町では、令和3年3月に第7次南知多町総合計画を策定し、「絆・選ばれる理由があるまち」を町の将来イメージとして将来に向かって明るく希望に満ちた持続可能なまちづくりを進めています。

教育分野においては、児童生徒数の減少が続く中、子どもたちにとってよりよい教育環境を整備するために、小中学校の再編（学校統合）について保護者、地域住民の皆さまのご協力をいただきながら協議・検討を進めてきました。

令和3年1月27日には、「南知多町立小中学校 適正規模・適正配置基本計画」を策定し、その中で小学校及び中学校の適正配置計画を定めました。小学校の適正配置については、その計画に基づき大井小学校と師崎小学校を統合し、統合校を令和4年4月に開校することを決定しました。また、令和3年4月には、町総合計画を踏まえ、新たな「南知多町教育大綱（南知多町教育振興基本計画）」を策定しています。

中学校の適正配置については、計画の具体化を進めるため、過去のアンケート調査や学校規模適正化懇談会、各種意見交換会等でいただいた様々な意見を基に具体的な実施方法を検討し、令和3年7月に、それを町の〈原案〉として提示したうえで保護者アンケート「南知多町立中学校再編に向けてのアンケート調査」を実施しました。

令和3年9月には、町内5地区で、「アンケート調査結果」と、それを踏まえて作成した「南知多町立中学校再編実施計画（素案）」についてご意見等を伺う「中学校再編に向けての保護者意見交換会」を開催しました。保護者意見交換会でのご意見などを基に、「南知多町立中学校再編実施計画（案）」を作成し、町総合教育会議において協議・了承を得たうえでパブリックコメントを募集し住民説明会を開催しました。

この「南知多町立中学校再編実施計画」は、町教育大綱を踏まえ、保護者、地域住民の皆さまのご意見などを基に「南知多町立小中学校 適正規模・適正配置基本計画」における中学校の適正配置について具体的な取組みを定めるものです。

【参考資料】（※町公式ホームページに掲載）

- ・南知多町立小中学校 適正規模・適正配置基本計画（令和3年1月27日）
- ・第7次南知多町総合計画（令和3年3月）
- ・南知多町教育大綱（南知多町教育振興基本計画）（令和3年4月）
- ・南知多町立中学校再編に向けてのアンケート調査（保護者アンケート）、参考資料
- ・南知多町立中学校再編に向けてのアンケート調査結果報告書
- ・南知多町立中学校再編に向けての保護者意見交換会の概要
- ・日間賀島地区における中学校統合時期に関する保護者の投票結果
- ・パブリックコメントの結果及び回答等

2 目指す学校教育と育てたい児童生徒像（「南知多町立小中学校 適正規模・適正配置基本計画」より 一部改め）

子どもたちが、これからの社会を生き抜き、よりよい未来を切り拓くために重要な「生きる力」を育むための目指す学校教育と育てたい児童生徒像を次のように考えています。

『郷土に誇りをもち、心豊かに自ら学び、 心身ともに健康でたくましい児童生徒』

子どもたちが安心して学習できる環境の中で、学校・家庭・地域が連携して「確かな学力」・「豊かな心」・「健やかな体」を基盤とした「生きる力」を学び、郷土に誇りをもてる児童生徒を育てる。さらに、成長とともに多くの人との出会いの中で視野を広げ、心身を鍛え、豊かな心と人間性を培い、社会の形成者としての資質を備えた人を育てる。

- 義務教育段階の学校は、児童生徒の能力を伸ばしつつ、社会的自立の基礎、国や地域社会の形成者としての基本的資質を養うことを目的としています。
このため、学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、学びあうことを通じて思考力や判断力、表現力、主体的に生きる態度などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要になります。
- そうした教育を十分に行うためには、「一定の規模の児童生徒集団」が確保されていることや、経験年数や専門性など「バランスのとれた教職員集団」が配置されていることが望ましいことから、「一定の学校規模」を確保することが重要となります。
- 同時に、小中学校は児童生徒の教育のための施設であるだけでなく、各地域コミュニティの核としての性格を有し、防災や地域の交流の場等、様々な機能を併せもっています。また、学校教育は地域の未来の創り手である子どもたちを育む営みでもあり、まちづくりの在り方と密接不可分であるという性格を持っています。

3 <実施計画>の骨子

(1) 統合の時期と場所

【第1段階】

令和5年4月に、現内海中の校舎を活用して統合中学校（仮称）を開校する。

【第2段階】

統合対象校に関わらず現豊浜中用地に新校舎を建設し、令和10年4月に、統合中学校（仮称）を移設する。

(2) 統合対象校

- 第1段階で、内海中、豊浜中、師崎中、日間賀中を統合する。
- 篠島中については、第2段階での統合を目指して協議を継続し、保護者の理解が得られた年度を基に統合する。

※ できる限り早い時期での統合を実現するとともに、工事による中学生への負担を軽減するため、仮校舎を建設せずに既存の校舎を活用する2段階での統合を実施します。

※ 新校舎の建設については、将来の生徒数に合わせて先を見据えて計画することにより、充実した教育環境を整備します。

4 中学校再編について

(1) 中学校再編委員会の設置

中学校の統合が決定された場合、速やかに「中学校再編委員会」を設置します。統合校を円滑に開校するため、統合に係る諸課題について調査・検討し、統合対象校に関わらず全ての地区の保護者の皆さまの理解と協力を得ながら進めていきます。

(ア) 中学校再編委員会

中学校再編委員会は、次の者で構成します。

- ①各地区の保護者を代表する者
- ②教職員を代表する者
- ③各地区の区長会を代表する者
- ④その他教育委員会が適当と認める者

中学校再編委員会は、統合に係る調査及び検討結果について、教育委員会へ報告するものとします。また、検討内容の周知と、保護者と住民の皆さまの意見の集約に努めます。

(イ) 検討部会

統合に係る諸課題の細部について調査、検討するため中学校再編委員会の中に検討部会を設置します。この部会の構成は、学校教育課職員、教職員、保護者を代表する者等とします。また、中学生の代表にも積極的に参加していただき、生徒の主体性や参画意識を育みながら協議を進めることを考えています。検討部会は、その計画及び結果を中学校再編委員会へ報告します。

○ 中学校再編に係る検討すべき事項

- ・ 学校名、校歌、校章に関すること
新たに設置する統合中学校の学校名、校歌、校章について決定方針や決定方法などから検討します。
- ・ 学校と地域の連携に関すること
コミュニティースクール（※）について検討します。
- ・ 生徒、教職員等の交流事業等、学校行事に関すること
統合後の新たな学校生活を円滑に迎えられるよう、工夫して実施します。
- ・ 部活動に関すること
統合前の段階から、学校や保護者等の理解が得られれば、合同チームで大会に参加できる体制をつくり、地域の方の参加・協力を得られる体制づくりなどを検討します。
- ・ 教育課程、校務分掌、学級編制、教室配置等、教務に関すること
- ・ 通学方法に関すること
- ・ 校則、制服、体操服等に関すること
制服、体操服等について「移行期間」を設けることなどを検討します。
- ・ 式典行事の計画等に関すること（閉校式・開校式）
- ・ 移転計画に関すること（学校の歴史等の継承、備品確認等）
- ・ PTA 組織編成（規約・役員を選出等）に関すること
- ・ 学校行事への保護者の参加に関すること
- ・ 新校舎建設に関すること
- ・ その他必要と考えられること

※コミュニティースクール

学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組む学校。「地域とともにある学校づくり」と「学校を核とした地域づくり」を併せて実現することをねらう。

(2) 再編に向けての生徒に対するケア

アンケート調査自由記述の中に、統合に伴い、「集団にうまくなじめるか」、「新しい友達関係が築けるか」、「学校規模の違いに対応できるか」などの様々な不安の声がありました。こうした不安を軽減し、新しい学校生活を円滑に迎えられるよう、関係校の教職員と協議していきます。

(ア) 再編前

- ・生徒の不安を軽減し、再編後の学校教育の充実を図るための前中学校から統合校への教員の異動に配慮
- ・生活支援員の配置
- ・事前交流事業（合同授業、合同行事など）
- ・合同部活動の実施
- ・学校見学や保護者の事前協力活動
- ・再編に直面する児童・生徒、保護者の不安や疑問などの相談体制の強化、インターネットを利用した意見投稿などの周知

(イ) 再編後

- ・生徒や保護者の意見を聴くことができる体制づくり
- ・不安や悩みを抱える生徒との相談などの対応を行うスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーの配置など
- ・特別支援学級生徒など支援を要する生徒のケア

(3) 統合後の通学

- ・徒歩通学、自転車通学、路線バス、スクールバスの通学範囲
基本的には、通学方法の目安として自宅から中学校までの距離が 1.5 km 未満の生徒は徒歩、1.5 km 以上 6 km 以内は自転車通学または路線バス、6 km を超える生徒はスクールバスまたは路線バスを利用します。詳細は再編委員会で協議します。
- ・スクールバスに遅れた時や自転車通学生が雨天の時にバス通学ができるようにするとともに、休日の部活動時に活用できるように海っ子バスの利用を検討していきます。
- ・スクールバスの運行方法やルート等については、保護者及び学校を交えての話し合いを行い、再編委員会で検討を行います。
- ・路線バスについては、利便性が増すよう公共交通部局と調整していきます。
- ・両島生徒の朝の通学はチャーター便を運航するよう調整しています。町から通学定期券を交付し、帰宅時、遅刻・早退時等は、定期船の利用を基本に検討していきます。
- ・生徒の体調不良等による早退等については、保護者の方に連絡し、基本的には迎えに来ていただくこととなります。ただし、両島生徒が早退する場合、学校職員が付き添って医療機関で合流するか、師崎または島の渡船施設までお越しいただくこととなります。

(4) 具体的な通学方法（経路など、より具体的な内容は再編委員会で協議します）

○ 第1段階：統合中学校（現内海中）までの通学方法

- ・内海地区
徒歩、内福寺など一部は自転車又は路線バス
- ・山海地区
自転車又は路線バス
- ・豊浜・豊丘地区（R5 77人 マイクロバス最大3台（定員28人）等）
スクールバスまたは路線バス（片道15～25分）
- ・大井・片名・師崎地区（R5 74人 マイクロバス最大3台等）
スクールバスまたは路線バス（片道20～30分）
- ・日間賀島地区（R5 47人 業者委託大型バス1台）
高速船（チャーター便を予定）・スクールバスまたは路線バス
（片道35～45分）東港－西港－師崎港

※下校時は、スクールバスと路線バスの併用を検討します。下校時の予定人数でバスの台数、部活動のあるなしなどで便数を決めます。一斉下校の場合は、登校時と同じ形を想定しています。

※両島生徒の下校時は、定期船の利用、臨時便での対応などについて名鉄海上観光船と協議していきます。

※休日の部活動などは、路線バス、定期船の利用を基本と考えています。

○ 第2段階：新統合中学校（現豊浜中）までの通学方法

- ・内海・山海地区（R10 87人 マイクロバス最大4台）
スクールバスまたは路線バス（片道15～25分）
- ・豊浜・豊丘地区
徒歩、一部は自転車又は路線バス
- ・大井・片名・師崎地区（R10 55人 マイクロバス最大2台）
スクールバスまたは路線バス（片道15～20分）
- ・篠島地区（R10 40人 業者委託大型バス1台）及び
日間賀島地区（R10 54人 業者委託大型バス1台）
高速船（チャーター便を予定）・スクールバスまたは路線バス
（片道30～40分）篠島－日間賀島西港－師崎港

(5) 防災・安全対策

万一、地震による津波が発生した場合は、校舎の上部階への垂直避難により安全性は確保されますが、避難場所や避難経路の設定には十分配慮し、日頃から地震・津波対策などの安全教育を実施します。

また、交通事故防止や不審者対策も含め、生徒が安心して生活できるよう、学校、警察、道路管理者等による合同点検を実施し、通学路の安全確保に努めます。

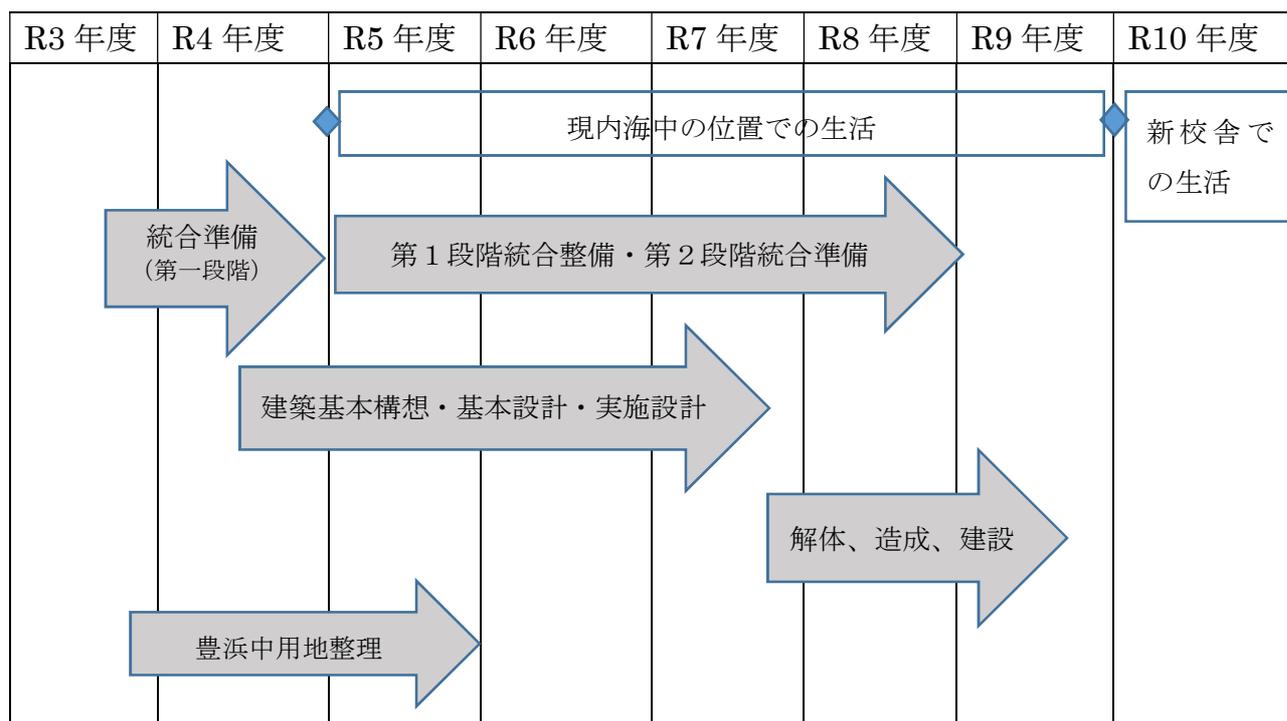
地域防災に関して、学校施設は災害時の避難場所及び避難所等に指定されており、町地域防災計画における避難計画などとの整合性を図っていくとともに、学校防災マニュアルを整備し、生徒の安全を第一に準備を進めていきます。

【両島生徒の災害時の対応】

- ・定期船等が欠航のときは、家庭で授業を受けられる手立てを準備します。
(遠隔授業施設の整備、学習課題の計画的運用など)
- ・登校後に災害発生の場合は生徒の安全確保を最優先し、宿泊対応も含めて対応します。(詳細については再編委員会で検討します。)

5 新校舎の建設について

実施計画の骨子で「新校舎を建設し、令和10年4月に、統合中学校（仮称）を移設」としてはいますが、その内容としては、建築基本構想・基本設計・実施設計に令和4年度から令和7年度、既存校舎の解体撤去、敷地造成、新校舎建設に令和7年度から令和9年度までと考えています。



6 公共施設の再配置に向けた取組みの推進

町内の公共施設については、多くの施設の老朽化が進み、修繕や建替えの必要性が生じています。また、人口減少が続き、昭和40年代前半には本町の人口は2万8千人台であったものが令和3年には1万7千人を下回る状況となっています。

多くの公共施設は、人口の多かった日本の高度成長期に建設されており、人口規模などに見合った規模や、配置について再検討することが求められています。また、持続可能な行財政運営の観点からも取り組まなければならない重要な課題となっています。

学校施設についても、今後、学校統合が進んだ場合には、閉校となる学校施設の有効活用等について、維持管理費の縮減と合わせて検討を進めていく必要があります。閉校となった場合、1年程度は物品や資料などの整理期間が必要ですが、その後は、公共施設の再配置計画の策定を検討する中で、地域の皆さまのご意見を伺いながら、複合施設化による施設の集約や民間活用も含めた跡地利用に取り組んでいく必要があります。これは、南知多町の将来のグランドデザインを描くことにもつながる大きな課題であると考えられます。



【これまでの経緯】（小中学校の適正規模・適正配置への動き）

- | | |
|----------|--------------------------------------------------------------------|
| 平成18年2月 | 「中学校は全校を統合して1校を設立（設置）。小学校は各地区に1校ずつ設立（設置）して5校とする」とした「学校統廃合の基本構想」を策定 |
| 平成20年4月 | 豊浜地区の豊丘小学校を豊浜小学校に統合 |
| 平成21年4月 | 内海地区の山海小学校を内海小学校に統合 |
| 平成23年11月 | 内海小学校、豊浜小学校で学校統合を経験された子の保護者を対象にアンケートを実施（学校統合の検証） |

【これまでの経緯】 前ページからつづき

- 平成 31 年 3 月 「学校規模の適正化に関する基本的な考え方」を策定
- 令和元年 7 月 学校規模適正化について、保護者を対象にアンケートを実施
- 令和元年 8 月 学校規模適正化について、教職員を対象にアンケートを実施
- 令和元年 10 月～11 月 地域住民を対象に意見交換会（5 地区）を開催
- 令和 2 年 2 月～3 月 大井小、師崎小、篠島小中、日間賀島小中それぞれの PTA 役員
を対象に意見交換会を開催
- 令和 2 年 6 月～9 月 南知多町立小中学校規模適正化懇談会（全 5 回）を開催
- 令和 2 年 7 月 児童生徒アンケート「これからの南知多町の小中学校を考える調
査」を実施
- 令和 2 年 9 月～10 月 保護者を対象に意見交換会（5 地区）を開催
- 令和 2 年 11 月 住民説明会開催
- 令和 2 年 11 月 基本計画（案）のパブリックコメント実施
- 令和 2 年 12 月 師崎地区保護者意見交換会開催
- 令和 3 年 1 月 師崎地区住民説明会開催
- 令和 3 年 1 月 「南知多町立小中学校 適正規模・適正配置基本計画」
（令和 3 年 1 月 27 日策定）
- 令和 3 年 3 月 大井小学校と師崎小学校を統合し、統合校を令和 4 年 4 月に開
校することを決定
- 令和 3 年 4 月 「南知多町教育大綱（南知多町教育振興基本計画）」を策定
- 令和 3 年 7 月 具体的な実施方法を提示した町の＜原案＞について何う保護者
アンケート「南知多町立中学校再編に向けてのアンケート調査」
を実施
- 令和 3 年 8 月 「南知多町立中学校再編実施計画（素案）」を作成
- 令和 3 年 9 月 保護者を対象に意見交換会（5 地区）を開催
- 令和 3 年 9 月 大井・師崎小学校の統合校の校名を「みさき小学校」に決定
- 令和 3 年 10 月 「南知多町立中学校再編実施計画（案）」を作成、総合教育会議
で了承
- 令和 3 年 10 月 7 日～21 日「南知多町立中学校再編実施計画（案）」について
パブリックコメントを募集
- 令和 3 年 10 月 10 日 住民説明会開催
- 令和 3 年 10 月 26 日「南知多町立中学校再編実施計画」を総合教育会議において
決定

※ 町公式ホームページで資料などを掲載しています。